



国民健康保険証
 検認は3月15日から

国民健康保険の被保険者証と退職被保険者証の有効期限は三月三十一日までです。

検認をしていない場合、現在使用中の保険証は四月一日以降使用できません。現在使用中の保険証を持参のうえ、期間内に検認をしてください。

期間 3月15日(金)～29日(金)
 (土・日曜日・祝日除く)
 16日(土)は受け付けます。
 受付時間 午前8時30分～午後5時
 受付場所 市役所玄関ホール
 問い合わせ先 保険年金課
 (☎20 3203)

軽自動車の廃車
 ・名義変更の届け出

軽自動車税は、四月一日現在で軽自動車、二輪車などを所有している人にかかります。

売り渡しや廃車をした場合は、早めに届け出をしてください。
 届け出場所 125CC以下の原動機付自転車・農耕車など / 市民税課 (☎20 3123)
 軽自動車・250CC以下の二輪車 / 軽自動車協会 (安長・☎28 7021)
 250CCを超える二輪車 / 自動車整備振興会 (丸山町・☎23 3271)

四月一日(月)までに届出がない場合は、平成十四年度分の軽自動車税がかかります。

固定資産課税台帳
 縦覧は4月1日から

期間 4月1日(月)～22日(月)
 (土・日曜日を除く)
 ところ 固定資産課税課内(市役所本庁舎2階)

縦覧できる人 資産の所有者 同居の家族 相続人 納税管理人 所有者から縦覧についての委任を受けている人
 なお、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた後三十日以内に審査を

申し出ることができます。
 審査申出先 鳥取市固定資産評価審査委員会(事務局 / 市民税課内・☎20 3121)
 問い合わせ先 固定資産課税課
 (☎20 3131)

**母子・父子家庭児童
 入学仕度金の支給**

対象 平成14年4月に小・中学校に入学する児童のいる世帯(生活保護世帯は対象外)
 支給額 児童一人につき1万円
 提出期限 3月25日(月)

必要なもの 印鑑 保護者名義の銀行預金通帳 住民票謄本 戸籍謄本

ただし、次に該当する人はと次の書類が必要です。
 児童扶養手当を受けている人 / 児童扶養手当証書
 児童の父の死亡により遺族年金を受けている人 / 遺族年金証書

なお、この他にも証明書が必要になる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。
 問い合わせ先 児童家庭課
 (☎20 3179)

加入しましょう
 交通災害共済

加入できる人 市内在住の人 勤務先・通学先が市内にある人とその家族
 掛金 1口 / 1000円(一人3口まで)
 保障内容(一口) 死亡 / 100万円 入院 / 1日2000円 通院1日1000円

申し込み先 市役所1階総合案内所 鳥取駅前行政サービスセンター(鳥取駅構内)
 問い合わせ先 まちづくり推進課(☎20 3158)

し尿手数料の改定

四月一日以降の収集分から改定されます。
 改定前 187円 / 18ℓ
 改定後 193円 / 18ℓ
 問い合わせ先 環境課(☎20 3217)

市民音楽祭
 参加団体募集

とき 6月9日(日)
 ところ 鳥取市民会館
 ジャンル クラシック、ポピュラー、ジャズなどの合唱・